

雇用・能力開発機構のあり方について(今後の検討方針)(案)

はじめに

これまで、雇用・能力開発機構のあり方検討会は、独立行政法人整理合理化計画に基づき、職業訓練業務について、機構、都道府県及び民間事業者からのヒアリングや、実際に職業訓練を行う現場の見学も行い、それを踏まえて6回の議論を重ねてきた。

当初、年末を目途に結論を取りまとめる予定としていたが、これまでの委員からの主な意見を踏まえ、現時点での検討方針を以下のとおり取りまとめることとした。

これまでの主な意見

雇用情勢が悪化しつつある中で、失業者等の再就職を助ける職業訓練については、多くの委員から「国としてその役割を継続すべき」との意見が出されてきた。また、昨今、いわゆる格差社会の問題が指摘されているが、これまで機構がその役割を担ってきた年長フリーターやワーキングプア等の問題に対応するための雇用のセーフティネットとしての職業訓練は、言うまでもなく雇用対策の重要な要素である。更に、日本の産業競争力の低下やその基盤を支える人材育成についても多くの委員から危機感が寄せられた。

これらのことを踏まえ、機構の役割を議論する前提として、こうした雇用やものづくりの問題について国の役割・責任で実施すべき範囲を明確にした上で、それを担う組織のあるべき姿を検討すべきと考えられる。

○ 職業訓練における国の役割・責任の範囲の明確化

「実施できるものは民間や都道府県に任せる」という視点を原則としつつ、「これだけは国の役割・責任で実施すべき部分」「移管が非常に困難な部分」として、以下が考えられる。

- ① 雇用のセーフティネットとしての訓練、(失業者等訓練等の全国にわたる安心・安全の確保、年長フリーター等能力開発の機会に恵まれない方への訓練、ジョブ・カード制度の支援等)
- ② 中小のものづくり企業の基幹労働者育成(高度なものづくり分野中心)
- ③ 職業訓練の基盤として、技術革新に対応した指導員の基礎研修・再訓練や指導ノウハウの蓄積等の調査研究

具体的には、上記の観点から、雇用のセーフティネットとしてのポリテクセンター、ものづくり人材育成のための職業能力開発大学校、附属短期大学校等について、最低限国が行うことが必要な範囲について検討し、民間や都道府県が実施することが適当なものについては、民間や都道府県の意向を踏まえつつこれらへの移管を、公的に実施する必要性が乏しいと判断されるものについては改廃等を検討する。

また、職業能力開発総合大学校については、再訓練や指導ノウハウの蓄積等の調査研究は引き続き行うことが必要であるが、指導員養成については、指導員となるものの率が低いことを踏まえ、指導員養成の長期課程は廃止し、指導員となるものを対象とする基礎研修に切り替えるなど、抜本的な見直しが必要である。

○ 都道府県に移管する場合の問題点

職業訓練の全て又は大部分を都道府県に移管した場合には、現実には、財政力や訓練実績に大きな差がある中で、訓練の格差が拡大するとともに、緊急時における、全国の、地域を問わない柔軟な国の訓練資源の投入ができなくなるなど、国民の安心・安全が保証できなくなる。

また、都道府県が実施可能なものとして、都道府県への移管を検討する際にも、以下のような問題点が存在することから、個別の施設ごとに都道府県と綿密な協議を行いながら移管のあり方を検討し、可能なものについて順次移管を進める。

① 職員

機構の職員は全国異動で、勤務地と出身地が一致しないものが多く、施設が都道府県に移管されても、現所在地での勤務を希望する保証がないこと。

② 財源

都道府県の施設についての国からの全額補助は困難であり、現実的には、都道府県の負担増を見込まざるを得ないこと。

○ 組織のあり方

組織のあり方については、上記のような国の役割・責任を果たすことができ、かつ、民間経営手法も含めたより効率的な運営ができるよう、現在の機構組織に拘らず、以下の点に留意しながら、ゼロベースで抜本的な見直しを行う。

- ① 雇用対策やものづくり人材の育成に関する国の関与のあり方
- ② 運営について、財源負担者である使用者(事業主等)、ユーザーである労働者の意見が反映され、チェックすることができる透明性の高い仕組み
- ③ 外部有識者からなる第三者委員会の設置等による資産の有効活用のあり方
- ④ 地域における職業訓練について、ニーズをよりの確に反映するための地域の中小企業等と連携のあり方

今後の検討の進め方

今後、この方針に基づき、雇用・能力開発機構のあり方検討会において、速やかに議論を進め、結論を出すこととする。

職業訓練業務への特化

最後に、本件は、あり方検討会の検討の対象外ではあるが、見直し後の、「国が責任をもって実施する事業組織」の業務は、原則として職業訓練関連の業務に特化し、その他の業務については、他法人等への移管・廃止の方向で検討すること、特に「私のしごと館」については、委託契約終了後に機構からの切り離しを検討することを厚生労働省に対して要望する。